

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受ける派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

